

神仏分離と福田行誠

——特に『同徳論』を中心として——

田 中 祥 雄

福田行誠に対しての表現はいろいろなされてきた。「八宗の泰斗」とか、「明治仏教界に一人行誠をみる」とか、あるいは彼の死歿を報じた『明教新誌』などによると「実に全仏教の法域において、その孤柱を失ひたるもの」というような表現がなされている。一体、行誠がそうした表現がなされ、その偉大さが今日的に論ぜられるようになった理由、それよりもなおさず行誠の神仏分離事件での活躍などがその一つであろう。そうしたことをある程度明確にしたいとするのが私の課題の一つでもある。

神仏判然令に端を発する、いわゆる神仏分離事件が明治政府の暴攻であつたことは周知の事実である。その最中に彼は『同徳論』を書いた。ここではその内容と同徳会盟との関係を考えてみたい。すでにこのことについては辻善之助博士が『日本仏教史』や『明治仏教史の問題』などで詳細にふれられているので、あえていうべくもないが、『同徳論』が同徳会

盟にどのような影響を与えたか、ということについてももう一つ考えてみたかつたからである。

まず十項目にわたる内容を大概してみたい。「護法公論第一」においては、仏教における宗旨や寺院の伽藍などというもの人が建てたり、与えたりしたものにはすぎない。だからそれをいろいろなことから守つたりすることは貧欲にすぎない。寺を焼かれても、衣食を奪われたとしても、それは無辺無際の財物を与えられたと思ひ奮起をしなくてはならない。無一物無尽蔵の主張である。つまり判然令を樹下石上、三衣瓶鉢の再認識の機会である、といっている。

「王道仏道並行論第二」においては、王道も仏道も期するところは一つである。すなわち仁義の道を行うべきものであるから、国家が善行を好むのであれば仏道を行うのが本義と強張している。しかし現在の仏道、すなわち仏教界は仏道の本来の姿ではない。政治家に加担したりする僧侶のいることを

厳しく批判している。

「三学研究論第三」においては、仏教が文字、すなわち学問としてのみ研究されている現状を述べ、本来の姿である実践がなされないことへの反省をうながしている。

「正変二道論第四」では、常と非常とに処すること、つまり仏教史上大事件への対処を述べている。

「経緯論第五」では、王道が経とすれば儒仏は緯であり、日本においては長い間国家（朝廷）の資治となってきた。しかも長い間のうちに、その相異点すら明確にすることが困難なほどまでに交錯し発展してきてしまった。だからその中で儒仏の相違点などを論ずることは当をえていなくて正論ではない。さらに仏道だけとり去るなどということは大変無理なことである。

「華夷形勢論第六」においては、自分（行誠）は外国へ行つたこともないので、その状況には暗いが、文明の進歩は目を見はるものがある。ところがそうなると人間というものは内省を忘れがちになる。だから外国の宗教が流入しやすくなるわけで、三道に関係するものはこの形勢を充分認識しなければならぬ。

「旧弊一新論第七」においては、末法の世にあつては、何回かの一新の機会があり、そのたびごとに一洗をしなければならぬ。旧弊を捨て虚を除き実をとるのは今だ。

「急緩取捨論第八」においては、仏道の戒定の名だけあつてその実がまつたくない。袈裟や伽藍があつてもその実がない。つまり三学の実践の重要性を説いている。

「器識論第九」においては、仏道は人物が教化布教するのであるから、その人物を充分撰ばなくてはならない。

「師友論第十」においても同様に師や友人の撰択の重要さと、益友を選ぶことの大切さを説いている。以上が十論の大概かみ内容である。

辻博士がこの十論を抽象的な論議が多いようであるといわれている。たしかに前半はそういうこともできるが、行誠の行実を考えながら項目を考える場合、俱体性のある記述も多いと思う。自分の体験、実践からくる啓蒙であるから、私は抽象的な論述としてかたづけたくない。それは諸宗同徳会盟の発展と考え合せなくてはならないので以下に述べる。

諸宗同徳会盟の発端は関西の方が早い。中でも高野山の雲照の活躍がすばらしく、後でいう八カ条の問題点も彼の影響が極めて強いとしなければならぬ。元年十二月八日、両本願寺など四十カ寺を中心に興正寺で第一回会盟が催された。

十七日は妙法院。翌年二月十六日から四月にかけては東寺が中心会場となり開かれている。五月十八日は本圀寺。ところがこのころ政府の圧迫が加えられたことが『摂信上人勸王護法録』にあるが、明治初年の分離事件と関係するいろいろな

緊張が充分推察される。一方東京においては、二年四月に入つてからである。二十五日に増上寺山内においてそれが開かれている。ここでは八カ条が審議された。それは王法仏法不離之論、邪教研窮毀斥之論、自宗教書研覈之論、三道鼎元練磨之論、自宗旧弊一洗之論、新規学校營繕之論、宗々人才登庸之論、諸洲民間教諭之論などである。以後毎月十六日を中心に府内各地で会盟が開かれ、三年四月以後は二七日を中心として各地で、浄国寺徹底、行誠、原坦山などが中心となつて講演などがあつた。以降五年頃までこうした会合が持たれた。一体、同徳会盟が何をしようとしていたのか、単なる現在の仏教会組織的なものか、あるいは終局の目的が何にあつたのかを明確にすることはできないとしても、『江東雜筆』などを中心と考えてみると、自・他宗という意識が従来より少ない、つまり和合協力の精神が何カ所にも見うけられる。さらに歎願書の作製、講演会、キリスト教との対決、新政府の宗教行政に関する討議など五つの特色に分けられると思う。こうした会盟にあつて行誠の『同徳論』がどのような立場におかれていたのかを考えてみたい。

『同徳論』の前書によると、

（二年）
己巳四月望、花頂福田寺主某東行、寺主某予門人也、來示同徳会之盟書一卷、予擊節曰、有之矣哉、材党君子、未有矢志者、夫如是邪、乃揮筆議十論、以贈諸福田上人、東京沙門行誠識

とある。二年四月、行誠の門人が東京にきた。それが同徳会盟書を持つてきた。それをみて、これではいけないということになり、『同徳論』十論を書きあげたとしている。門人某が誰れであるか明すことは困難であり、同徳会の盟書が一体何をさすのか疑問が多いところである。前掲の八カ条では少し時間が合わないような気もする。こうしてみると、四月以前となれば、前述した雲照の建言書しかない。私は元年五月から十二月にかけての雲照の活躍をみると、当然、雲照の筆にかかるもの、あるいはその意をうけているものと考えたい。それが会盟において審議された八カ条の雛形であつたかも知れない。いずれにしても無関係のものではないと思う。雲照は二年六月には「旧弊一洗改革之条々」、「僧制箴規」十六条をつくつてゐることなどから、充分そうしたことが考えられる。行誠は雲照の關係した同徳会の会盟書をみた。ところがさらに加えたいことなどがあつて『同徳論』の十論執筆になつたのではなからうか。

次に問題となるのは同徳会の盟書八カ条と『同徳論』の十論との關係である。辻博士は『同徳論』の説明をされ、『同徳論』一篇は、蓋し之と關聯するものであらう」とし、「全篇無慮二万余語、この種の論議の白眉と称すべきものであらう」とされている。關係があるとされるのみで、その断定をされてゐる。私が問題としたいのはどちらが先でどう影響があ

つたかということである。東京における諸宗同徳会盟は増上寺山内源流院で四月二十五日に開かれているのが最初である。行誠は二年に『釈門新規三策』を著し、無住の寺や寺禄について、現在のようになった理由を五つ述べている。いづれも僧侶の怠慢、虚飾などをあげているが、この三策については『同徳論』の中で今草案している旨の記述がある。三年十一月には『議題五案』を著し、四年七月には九カ条にわたる寺院廃合に関する意見書、四年七月の『教法私批』と一連の彼の主張が述べられているわけだが、それぞれ各個について、その主張点を述べ論述しなければならないわけだが、今はその大概から考えると、当然、行誠の『同徳論』が先行していたのではなからうか。そしてそれが東京における会盟の話題の中心となり、何カ条かにわたっていたものが、さらに整理され八カ条となり会盟書の主張となつたと考えたい。さらに八カ条が二年五月以降の全国的な同徳会の基本として流れるようになったのであろう。つまり、雲照から行誠へ、行誠から八カ条の盟書へとという発展過程を考えてみたわけである。そうしてみると『同徳論』は、神仏分離事件もさることながら、当時の僧風の是正という仏教界の内面での自浄作用の先鋒であつたといえよう。

学術大会開催予告

第二十八回学術大会は

昭和五十二年 七月十一日（月）

七月十二日（火）

の両日、日本大学において

開催されます。

日本印度学仏教学会